

浦安市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市が発注する契約に関し、プロポーザル方式又はコンペ方式（以下「プロポーザル方式等」という。）により、優先契約候補者を選定する場合の手續における共通の遵守すべき事項を定め、プロポーザル方式等による契約の公正性、透明性及び客観性を担保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、プロポーザル方式及びコンペ方式とは、次に定めるところによる。

(1) プロポーザル方式

一定の条件を満たす事業者から提出された提案書を基に、当該事業者によるプレゼンテーション等及び当該事業者へのヒアリングにより審査及び評価を行い、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験などをもつ事業者を選定する方法をいう。

(2) コンペ方式

一定の条件を満たす事業者から提出された対象業務に関する具体的な企画提案を、当該事業者によるプレゼンテーション及び当該事業者へのヒアリングにより審査及び評価を行い、市にとって最も優れた企画案をもつ事業者を選定する方法をいう。

(プロポーザル方式等の実施に係る留意事項)

第3条 プロポーザル方式等を実施する場合は、地方自治体の契約は一般競争入札によることを原則としているが、契約の性質や目的が競争入札に適さない場合に限り、随意契約によるものとして実施するものとする。

2 プロポーザル方式等を実施する場合は、業務の性質や必要性を鑑み、適切な予算措置（長期継続契約を除く複数年契約の場合は、債務負担行為の設定を行うこと。）を講じた上で、実施するものとする。

(対象業務)

第4条 プロポーザル方式等については、事業者の提案によって業務等の仕様を定めることにより最良の成果が期待されることや、提案内容によって成果に顕著な差異が期待されることから、価格のみならず、業務を履行する上で企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて優先契約候補者を選定する必要がある業務を対象とする。

2 プロポーザル方式等の対象となる業務は、次の各号に掲げる業務であって、入札等審査会においてプロポーザル方式等の対象となることを認められたものとする。

- (1) 行政計画等の調査・立案業務など、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計業務
- (3) 設計と工事を一体的に進めることによって著しい効果が期待できる業務
- (4) 象徴性、記念性、芸術性、創造性等を求められる業務（記念品のデザインなど）で高度な技術力を必要とするもの
- (5) システム開発等の高度な技術力・開発力を求められる業務
- (6) 催事、公演、イベント等の芸術性、創造性等が求められる業務
- (7) 特殊な実験又は診断・解析を必要とする業務
- (8) 前各号のほか、価格のみによる競争入札により執行することが適当ではないと認められる業務

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、プロポーザル方式等の対象とすることができる。

(実施方法)

第5条 プロポーザル方式等の実施方法については、原則として公募により行うものとする。

(参加資格)

第6条 プロポーザル方式等に参加することができる事業者は、原則、浦安市入札参加資格者名簿に登載された事業者であり、法人税、法人市県民税、消

費税及び地方消費税を滞納していない事業者とする。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、当該名簿に登載されていない事業者が参加することもできるものとする。

- 2 前項本文に規定する事業者は、浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止の措置を受けていないものとする。
- 3 第1項ただし書の規定により、名簿に登載されていない事業者が優先契約候補者に選定された場合は、契約締結時までに浦安市入札参加資格者名簿に登載させるものとする。

(事前協議)

第7条 予算執行課は、プロポーザル方式等を実施する場合は、事前にプロポーザル方式等が当該業務の業者選定に際して最もふさわしい方式であるかどうかを十分に検討した上で、プロポーザル方式等を採用する具体的な理由、期待できる効果、事業スケジュール、審査方法等の概要を定め、契約担当課とこれらについて協議を行うものとする。

- 2 予算執行課は、前項に規定する協議の前までに、当該業務が設計コンサルティング業務の場合は営繕担当課と、情報システム開発業務の場合は情報政策担当課と必ず協議を行い、業務内容について十分に検討するものとする。

(入札等審査会での審査)

第8条 予算執行課は、前条に規定する協議の結果、プロポーザル方式等を実施しようとする場合は、入札等審査会にその内容について諮ることとする。この場合において、業務概要説明資料に加え、次の各号に掲げる書類を添付し、入札等審査会の開催日の10日前までに契約担当課に提出するものとする。

- (1) 事業者選定委員会設置要綱(案)
- (2) 募集要項(案)
- (3) 審査基準(案)

- 2 予算執行課は、前項に規定する内容説明資料を基に、入札等審査会で各委員に業務の内容等の説明を行うものとする。

3 入札等審査会は、当該案件についてプロポーザル方式等を実施するか否かを判断するものとする。

(募集要項(案)の策定)

第9条 前条第1項第2号に規定する募集要項(案)は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の趣旨及び目的
- (2) 概要
- (3) 参加資格要件
- (4) 募集及び選定スケジュール
- (5) 応募手続
- (6) 審査手続
- (7) その他必要な事項

(評価基準(案)の策定)

第10条 第8条第1項第3号に規定する審査基準(案)は、次の各号に掲げる事項について留意して、策定するものとする。

- (1) 評価項目ごとに点数化して評価することができるようにすること。
- (2) 評価項目及び配点は、当該業務の目的、特性等に応じて適切に定めること。
- (3) 評価項目については、提案者の企画力や技術力が求められる項目を設定し、評価内容については、評価を行いやすくするため、できるだけ具体的に記載すること。

(プロポーザル方式等事業者選定委員会の設置)

第11条 プロポーザル方式等を実施する場合は、浦安市附属機関の設置等に関する条例(令和4年条例第2号)第2条第2項に規定する附属機関として、契約案件ごとにプロポーザル方式等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。この場合において、同条第2項後段の規定により、当該附属機関の名称及び所掌事務を告示しなければならない。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 選定委員会の組織については、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 部長
 - (2) 次長
 - (3) 課長
 - (4) 係長相当職以上の職員（1名）
 - (5) 他の部に属する課長相当職以上の職員（1名）
 - (6) 外部審査委員（1名以上）
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 4 選定委員会の委員長は、前項第1号に規定する部長とする。ただし、必要に応じて前項第7号に規定する者を充てることのできるものとする。
- 5 事業者の選定途中で、委員として選定している外部審査委員と応募者との利害関係が明らかになった場合は、当該委員の評価及び意見は採用しないものとする。

（外部審査委員の選任）

第12条 前条第3項第6号に規定する外部審査委員の選任は、浦安市プロポーザル方式等審査における外部審査委員選任基準により行うものとする。

（選定委員会の所掌事務）

第13条 選定委員会は、事業者から提出された提案書を審査し、優先契約候補者の選定を行うものとする。

（公募の実施）

第14条 予算執行課は、プロポーザル方式等の公募を実施するときは、募集要項及び審査基準を市ホームページへの掲載により公表するものとする。

- 2 公募期間は、募集内容を広く周知するため、及び事業者が業務内容を理解し、良質な提案を作成するため、原則1か月以上は確保するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、1か月以上の公募期間を確保することができないやむを得ない理由があるときは、その期間を短縮することができる。この場合において、最低2週間以上の期間を確保するものとする。

(参加資格要件の確認)

第15条 予算執行課は、公募期間の締切後、応募者が参加資格要件を満たしているか確認を行うものとする。この場合において、明らかに参加資格要件を満たさない応募者がある場合は、当該応募者を失格とし、資格要件確認結果通知書を当該応募者に送付するものとする。

(事業者選定の審査)

第16条 選定委員会は、審査基準に基づき、実績、提案内容等の提出書類を審査し、一定水準以上に達している応募者を5者以上選定するものとする。

(第1次審査)

この場合において、申込者が5者未満の場合には、次項に規定する第2次審査から実施することができるものとする。

- 2 選定委員会は、前項の規定により選定した各応募者の中から、審査基準に基づき、提案書の提案内容、ヒアリングの内容及びプレゼンテーション等の内容を審査し、優先契約候補者を選定するものとする。この場合において、各応募者のプレゼンテーション等に係る時間は、同一の時間を設けるものとする。(第2次審査)

- 3 選定委員会が行う審査は、浦安市情報公開条例(平成13年条例第3号)第7条第3号に規定する法人等に関する情報を含む事項の審査であることから、浦安市情報公開条例施行規則(平成13年規則第52号)第15条第1項の規定により、原則非公開とする。

(審査結果の通知)

第17条 審査結果については、原則、第1次審査及び第2次審査の終了後に、それぞれ審査を受けた全ての応募者に対し、速やかに通知するものとする。

- 2 優先契約候補者に選定されなかった応募者は、その理由について通知日の

翌日から起算して7日以内に当該業務を所管する課へ説明を求めることができるものとする。

(事業者選定結果の公表)

第18条 予算執行課は、事業者選定結果について、優先契約候補者を選定後、速やかに、次に掲げる事項を市のホームページに公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 予算執行課の名称及び所在地
- (4) 採否の決定した日
- (5) 優先契約候補者の名称、代表者氏名及び所在地
- (6) その他必要な事項

2 前項に規定する公表は、プロポーザル方式等事業者選定結果により行うものとする。

(提出書類の取扱い)

第19条 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

2 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。

3 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和4年3月30日から施行する。

(廃止)

2 浦安市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成21年6月16日施行）は、廃止する。